

一、爭議發生年月日 昭和九年十一月八日
 二、爭議發生之場所 本所區大平町四丁目五番地
 三、事業主側

- (1) 名 稱 青木染工場
- (2) 代表者 工場管理人 田中男兼
- (3) 資本金 三百萬圓
- (4) 使用労働者 二四〇名 (内女二四)
- (5) 企業系統 十

四、労働者側

- (1) 爭議參加者 全員 (三〇〇名)
- (2) 加盟労働組合 全労統一全國會議關東化學産業労働組合
 本所第一支部 (一〇三名内女一〇名)
- (3) 応援労働組合

(1) 新同盟改進黨聯合會 (昔々日本労働組合全國評議會ヲ改選)

五、爭議發生ノ原因

首級工場従業員等ノ組織セル關東化學本所第一支部ニ於テハ十一月三日幹事會ヲ開催協議ノ結果十一月八日待遇改善ニ關スル嘆願書ヲ提出シタルニ因ル

六、經過

十一月八日従業員代表者々々三名三郎以下十六名ハ工場事務所ニ於テ事業主側代表者山崎隆平外一名ニ會見別記(一)ノ如キ嘆願書ヲ提出シタルニ對シ會社側ハ十五日午後一時工場事務所ニ前記條々未以下ノ代表者ヲ召集シ工務長港修一郎以下三名會見最ニ提出セル嘆願書ニ對シ

(一) 工場測ハ工場法規ニ抵觸セサル様注意スルト共ニ臨時工ノ相當數ハ健康保險ニ加入セシムル様努力ス